

第7章

介護保険料

1 介護保険料の算定方法

65歳以上の方(第1号被保険者)が負担する介護保険料は、介護保険事業計画の見直しに伴い3年ごとに算定します。介護保険料を算定するための大まかな流れは以下のとおりです。

1 第8期事業計画期間の介護給付費等に要する費用の総額を算定

2 1の内、第1号被保険者の介護保険料でまかなう費用の総額を算定

3 第8期介護保険料の基準額(月額)の算定

4 所得段階別の介護保険料の算定

2 介護給付費等に要する費用の見込み

介護給付費等に要する費用は、以下のとおり令和3年度が約552億円、令和4年度が約568億円、令和5年度が約582億円と見込んでいます。

■ 介護給付費等に要する費用の総額

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
介護給付費	51,993,000	53,413,000	54,724,000	160,130,000
介護サービス給付費	47,855,010	49,313,420	50,539,900	147,708,330
介護予防サービス給付費	1,607,040	1,641,980	1,673,600	4,922,620
高額介護サービス費	1,105,570	1,120,600	1,145,100	3,371,270
高額医療合算介護サービス費	150,920	155,400	159,100	465,420
特定入所者介護サービス費	1,247,460	1,153,600	1,177,300	3,578,360
審査支払手数料	27,000	28,000	29,000	84,000
地域支援事業費	3,203,000	3,363,000	3,405,000	9,971,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,998,000	2,046,000	2,083,000	6,127,000
包括的支援・任意事業費	1,205,000	1,317,000	1,322,000	3,844,000
保健福祉事業費	3,200	34,000	35,000	72,200
介護保険サービス費 総額	55,199,200	56,810,000	58,164,000	170,173,200

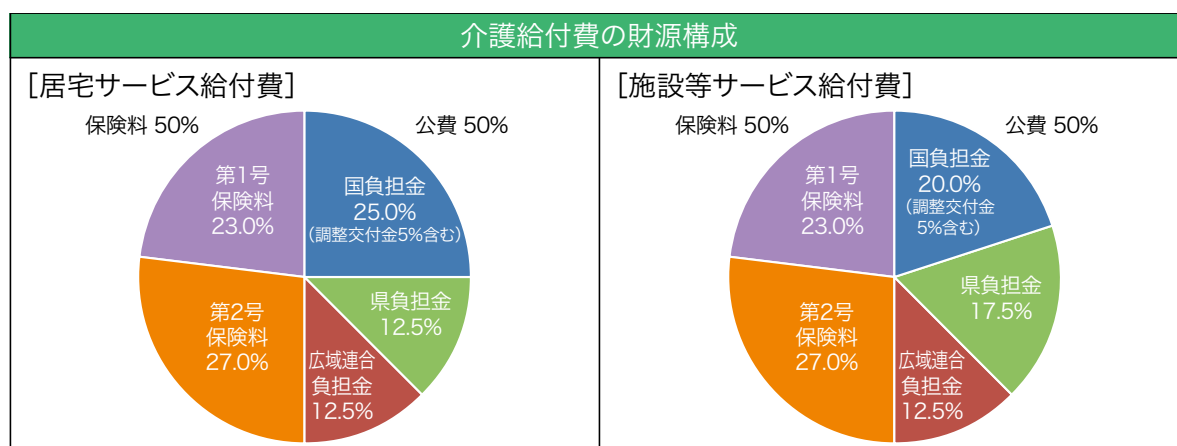
3 介護給付費等に要する費用の財源構成

介護給付費及び地域支援事業費に要する費用の内、1割(一定以上所得者は2割、特に所得の高い者は3割)はサービスを利用した本人が負担し、残りの7～9割は介護保険から支払われます。介護保険から支払う費用の内、50%は国、県、広域連合が公費で支払い、残りの50%は65歳以上の第1号被保険者(広域連合が介護保険料を徴収)と40歳以上64歳以下の第2号被保険者(医療保険と一緒に徴収)が支払う介護保険料で負担します。ただ

し、地域支援事業費の内、包括的支援事業及び任意事業については、第2号被保険者負担分は公費が充てられます。

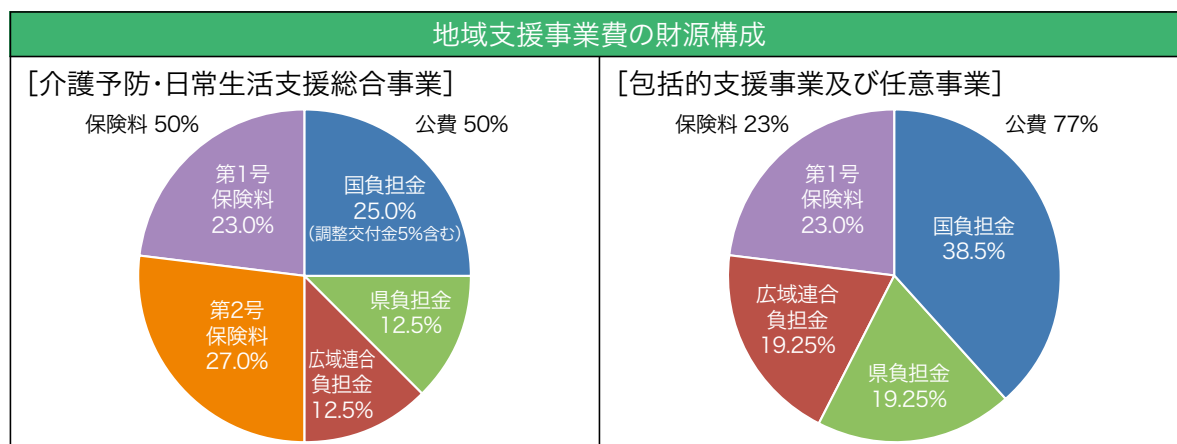
第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、全国の人口比によって定められ、第8期事業計画期間の第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者の負担割合は27%で、第7期事業計画期間と同じ割合になります。第8期事業計画期間の財源構成は、以下のとおりです。

■ 介護給付費、地域支援事業費の財源構成(第8期)



※居宅サービス給付費:施設等給付費以外の介護給付費

※施設等サービス給付費:介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(介護医療院含む)、特定施設入居者生活介護(介護予防)、特定施設入居者生活介護にかかる給付費、施設等サービスに係る審査支払手数料



※介護給付費及び地域支援事業費の調整交付金は3.48%の見込み

保健福祉事業費の財源構成

[第1号保険料 100%]

4 第8期介護保険料の算定

第8期事業計画期間の第1号被保険者の介護保険料は、以下のとおり算定します。

① 第1号被保険者の保険料でまかなう費用総額

$$\begin{aligned}
 & \left[\begin{array}{l} \text{第8期事業計画} \\ \text{期間における} \\ \text{介護給付費総額} \\ (160,130,000\text{千円}) \end{array} \times \begin{array}{l} \text{第1号被保険者} \\ \text{の負担率} \\ (23.0\%) \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{第8期事業計画} \\ \text{期間における} \\ \text{地域支援事業費総額} \\ (9,971,000\text{千円}) \end{array} \times \begin{array}{l} \text{第1号被保険者} \\ \text{の負担率} \\ (23.0\%) \end{array} \right] \\
 & + \begin{array}{l} \text{第8期事業計画} \\ \text{期間における} \\ \text{保健福祉事業費総額} \\ (72,200\text{千円}) \end{array} + \left[\begin{array}{l} \text{第8期事業計画期間} \\ \text{における財政調整交付金} \\ \text{(給付費等の5.0\%)} \\ (8,312,850\text{千円}) \end{array} - \begin{array}{l} \text{第8期事業計画期間における} \\ \text{財政調整交付金交付見込額} \\ \text{(実際の交付割合3.48\%)} \\ (5,779,941\text{千円}) \end{array} \right]
 \end{aligned}$$

※財政調整交付金は、後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。財政調整交付金が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。なお、東三河広域連合では交付割合を平均3.48%と想定して算出しています。

② 必要保険料基準月額

$$\begin{array}{l} \text{① 第1号被保険者の} \\ \text{保険料でまかなう} \\ \text{費用総額} \\ (41,728,339\text{千円}) \end{array} \div \begin{array}{l} \text{予定保険料} \\ \text{収納率} \\ (99.1\%) \end{array} \div \begin{array}{l} \text{補正} \\ \text{被保険者数} \\ (644,233\text{人}) \end{array} \div 12\text{か月} = 5,447\text{円}$$

※予定保険料収納率は、東三河8市町村の過去3年間の加重平均を設定しています。

※補正被保険者数は、基準額に対する保険料率を各所得段階の人口に掛け合わせたもので、年度ごとに補正被保険者数を算出した3年間の合計値です。

③ 介護保険給付費等準備基金による保険料基準月額の軽減

介護保険の健全かつ円滑な運営を図るため東三河広域連合では、介護保険給付費等準備基金を設置しています。第8期事業計画期間は、基金を約35億円活用することで、保険料基準月額457円の軽減を図ります。

$$\begin{array}{l} \text{② 必要保険料} \\ \text{基準月額} \\ (5,447\text{円}) \end{array} - \begin{array}{l} \text{介護保険給付費等準備基金} \\ \text{取り崩しによる軽減} \\ (457\text{円}) \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険料基準月額} \\ 4,990\text{円} \end{array}$$

※第8期事業計画より、東三河広域連合に基金が一本化されていることから、構成市町村の保険料基準月額が統一となります。

5 第8期介護保険料の所得段階区分及び保険料率

第8期事業計画では、低所得者層の負担軽減に配慮するとともに、保険料の上昇を抑制するため、所得段階区分の細分化を行うなど、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定します。

① 低所得者層の保険料率の軽減

第2段階の方の保険料率を国標準の0.75から0.65、また第4段階の方の保険料率を国標準の0.90から0.85にすることで、低所得者層の方の負担を軽減します。

② 課税層の多段階設定(第9段階の細分化)

所得水準に応じた保険料負担の観点から、第7期事業計画期間同様に国標準の第9段階目を4段階に細分化して、第10段階から第12段階を設定します。第10段階は「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方」、第11段階は「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方」、第12段階は「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方」の所得要件を満たす方とします。

また、第10段階の保険料率を1.80、第11段階の保険料率を2.00(第7期は1.90)、第12段階の保険料率を2.20(第7期は2.00)に設定します。

■ 国標準と広域連合第8期事業計画の比較

【国標準】

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
保険料率	0.50	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	1.30	1.50	1.70

【広域連合】

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
保険料率	0.50	0.65	0.75	0.85	1.00	1.20	1.30	1.50	1.70	1.80	2.00	2.20

③ 所得段階別の介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、保険料基準額に所得段階別の保険料率を乗じて算定します。なお、介護保険法施行規則の改正を考慮し、第7段階から第9段階を区分けする基準所得金額を以下のとおり変更します。

■ 保険料段階を区分する基準所得金額の一部変更

区分する段階	基準所得金額(第7期)	基準所得金額(第8期)
第7段階と第8段階	200万円	210万円
第8段階と第9段階	300万円	320万円

■所得段階別の介護保険料

段階	対 象 者	保険料率	保険料年額 (保険料月額)
第1	- 生活保護を受けている方 - 老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 - 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.50	29,940円 (2,495円)
第2	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.65	38,922円 (3,243円)
第3	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が120万円を超える方	基準額 ×0.75	44,910円 (3,742円)
第4	本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.85	50,898円 (4,241円)
第5	本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超える方	基準額	59,880円 (4,990円)
第6	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	71,856円 (5,988円)
第7	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	77,844円 (6,487円)
第8	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	89,820円 (7,485円)
第9	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.70	101,796円 (8,483円)
第10	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	基準額 ×1.80	107,784円 (8,982円)
第11	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.00	119,760円 (9,980円)
第12	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×2.20	131,736円 (10,978円)

※下線部分が第7期事業計画期間からの変更箇所です。

※各段階における保険料月額、保険料年額を12で割った参考値(円未満の端数は切捨て)です。

※「合計所得金額」は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の額)を控除して得た額です。

※第1段階から第5段階までの「合計所得金額」は、課税年金の所得金額(所得税法第35条第2項第1号に規定の額をいう。以下同じ。)及び当該合計所得金額に給与所得(所得税法第28条第1項の金額をいう。以下同じ。)が含まれている場合には、当該給与所得の金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、当該控除額を加えた額)から10万円を控除して得た額です。

※第6段階以上の「合計所得金額」に、給与所得又は課税年金の所得金額が含まれている場合には、当該給与所得又は課税年金の所得金額の合計額から10万円を控除して得た額です。

④ 第1段階から第3段階の方の保険料の軽減について

第8期事業計画期間において、保険料所得段階が第1段階から第3段階の方については、国の制度により保険料の軽減を図ります。軽減を行う幅については、第7期事業計画期間と同様に、国の基準の範囲内で定めます。なお、保険料軽減分の財源は公費の投入により、国が2分の1、県が4分の1、広域連合が4分の1の割合で負担します。

■ 公費投入による保険料の軽減

軽減後の保険料率		軽減後の保険料年額 (軽減後の保険料月額)
第1段階	保険料率 0.50 → 0.30	17,964円 (1,497円)
第2段階	保険料率 0.65 → 0.50	29,940円 (2,495円)
第3段階	保険料率 0.75 → 0.70	41,916円 (3,493円)

※各段階における保険料月額は、保険料年額を12で割った参考値です。